

笑顔あふれる
にぎわいとやすらぎのあるまち
うしく

牛久市第4次総合計画 第2期基本計画

概要版

2025 ▶ 2028

■ 総合計画とは ■

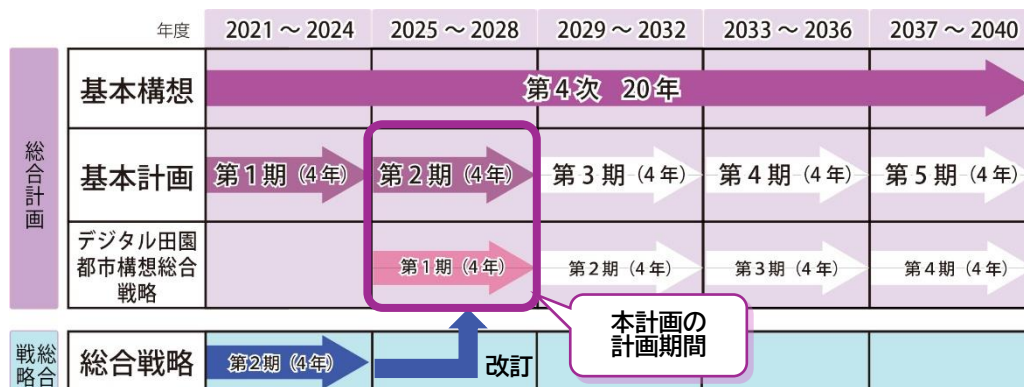
総合計画は、本市の最上位に位置する計画で、行政運営の総合的な指針となるものです。長期視点を持つ「基本構想」、必要な諸施策を体系的にまとめた「基本計画」および施策を計画的に具体的に進めるために定める「実施計画」で構成されます。

2024（令和6）年に「牛久市第4次総合計画 第1期基本計画」の計画期間が終了となることから、この度「牛久市第4次総合計画 第2期基本計画」（以下「第2期基本計画」という。）を策定しました。

また、今回は人口減少対策の柱となる総合戦略との整合性を図るため、「牛久市デジタル田園都市構想 総合戦略」（以下「デジタル田園都市構想総合戦略」という。）を一体的に策定しました。

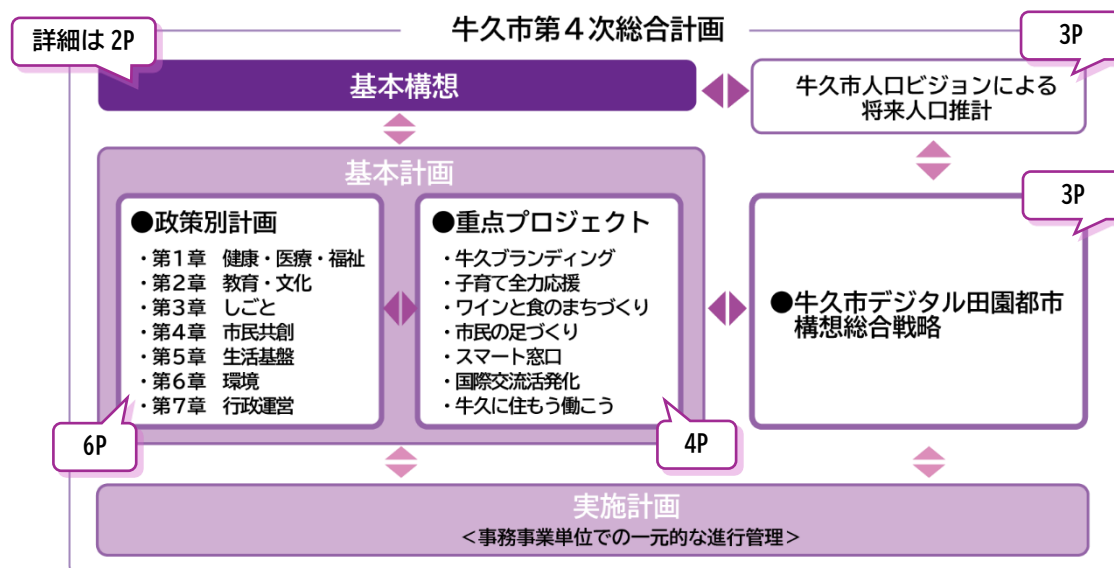
■ 計画の期間 ■

「第2期基本計画」と「デジタル田園都市構想総合戦略」は、2025（令和7）年～2028（令和10）年の4年間を計画期間とし、20年の計画期間を見据えた長期的な「基本構想」のもと、推進していきます。



■ 計画の構成 ■

本計画の構成は次の通りです。「第2期基本計画」と「デジタル田園都市構想総合戦略」を一体的に策定し、総合計画の施策体系のもと、一元的な進行管理による効果的・効率的な計画の実現を図ります。また、「牛久市人口ビジョン」において推計した2040年の人口を本計画の目標人口（将来人口）とします。



■ 基本構想（まちづくりの将来像と基本目標） ■

牛久市第4次総合計画の基本構想に定めた、「まちづくりの将来像」と「基本目標」は次の通りです。まちづくりの将来像と基本目標を継承し、その実現を目指します。

まちづくりの
将来像

笑顔あふれる にぎわいとやすらぎのあるまち うしく

基本目標

ふるさとを想う市民と共に「世代がめぐる」まちを創る

■ 人口ビジョン(将来人口) ■

人口ビジョンは、本市の人口動向を分析し、認識を共有するとともに、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものです。人口ビジョンと総合計画の将来人口推計は整合させるものとし、合計特殊出生率や社会移動率の上昇を促進する取組の実施により、目標年次における人口の確保を目指します。

2040 年将来人口 82,000 人
2060 年将来人口 81,000 人

■ 総合戦略 ■

総合戦略は、全国的に進む人口減少と地方都市の衰退を食い止めるために、「まち」「ひと」「しごと」による地方創生の視点から、地域の特徴を活かした自律的で持続的な社会をつくることを目指した計画です。「デジタル田園都市構想総合戦略」では、デジタルの力を活用しつつ、結婚・出産・子育ての希望をかなえる、人の流れをつくる、地方に仕事をつくる、魅力的な地域をつくるという4つの取組を進めていきます。

■ デジタル田園都市構想総合戦略の体系図

基本目標			基本施策
1	若い世代の結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる	若者の出会いと結婚の支援、出生の希望をかなえるための妊娠・出産・子育て・教育に関する切れ目のない支援、仕事と家庭生活の調和を図りやすい働き方の支援などに取り組みます。	1-1. 牛久での出会いと結婚の支援
			1-2. ずっとつながる子育て・教育支援
			1-3. ワーク・ライフ・バランスの実現支援
2	牛久とのつながりを築き、新しい人の流れをつくる	教育、雇用、レジャーなど様々な側面から暮らしの魅力を高め、若者が住みたくなるまちづくりに取り組みます。	2-1. 持続的な人口流入の実現
			2-2. 地域産業を軸とした関係人口創出
3	牛久に魅力ある「しごと」を増やす	起業・創業・企業誘致などにより市内に魅力ある「しごと」を増やすこと、また農業や中小企業の意欲的な事業者支援により市内産業の「しごと」としての魅力を高めることを目指します。	3-1. 活力ある産業の創出
			3-2. チャレンジする起業・創業者への支援
4	ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる	それぞれの地域の生活利便性を確保し、にぎわいを創出し、子どもから高齢者まで、すべての市民が安心快適に暮らせる魅力的な地域社会をつくります。	4-1. 市民にも観光客にも魅力ある地域ブランディング
			4-2. 住みやすい便利なまちづくり
			4-3. 安心して生き生きと暮らせる地域づくり
横断的な目標			デジタルを活用した地方創生
			シティプロモーション

■ 第2期基本計画「重点プロジェクト」■

本計画では、まちづくりの将来像に掲げる、

『笑顔あふれる にぎわいとやすらぎのあるまち うしく』

の実現を先導するため、重点的かつ戦略的に取り組む『7つのプロジェクト』を設定しました。

Project 1

牛久ブランドینگ プロジェクト

本市の自然・歴史・文化・産業を、ここにしかない地域資源として磨き、ブランド力を高めていきます。そのため、特産品のトップセールス、オリジナリティのある新たなイベントなどに、積極的にチャレンジします。

第2章

【食・文化】

第3章

【しごと】

第5章

【生活振興】



Project 2

子育て全力応援 プロジェクト

次代を担う子どもたちを守り、育てていくため、子育て支援の更なる充実を推進します。子どもの医療費と給食費の無償化などにより、子育て世帯の経済的負担を軽減します。子どもを持つ親が安心して働けるサービスの充実を進めます。

第1章

【健康・医療・福祉】

第2章

【食・文化】

第3章

【しごと】

第4章

【生活振興】



Project 3

ワインと食のまちづくり プロジェクト

本市の観光・産業・文化の地域資源である牛久シャトーの再生を核とした、ワインと食のまちづくりを進めます。ワインと食を本市の特色として打ち出し、市民が誇れる文化とにぎわいを創出します。

第2章

【健康・文化】

第3章

【しごと】

第5章

【生活振興】

第6章

【健康】



Project 4

市民の足づくり プロジェクト

かっぱ号・うしタクの見直し、地域連携公共ライドシェアの導入により、誰もが利用できる公共交通を実現します。高齢者の増加に備え、交通弱者や移動困難者を生み出すことがないよう、市民の生活を支える公共交通の充実に取り組みます。

第1章

【健康・医療・福祉】

第5章

【生活振興】



7つの重点プロジェクトを進めます

まちづくりの将来像の実現を先導するため、第2期基本計画期間（4年間）において重点的かつ戦略的に取り組む『7つのプロジェクト』は、7つの政策分野から分野横断的に取り組むものとして位置づけ、市民や企業・団体など地域の力と行政が協働しながら推進します。

Project 5

スマート窓口プロジェクト

市役所窓口の待ち時間ゼロを目指し、デジタル技術を活用した柔軟で利便性の高い窓口サービスを提供します。デジタル化の浸透に応じて、デジタル人材の確保・育成に取り組み、市民の誰もが享受できる自治体 DX を推進します。

第2章

【教育・文化】

第7章

【行政運営】



Project 6

国際交流活発化プロジェクト

国際姉妹都市・友好都市の交流により、身近な国際化を実現します。グローバル化、共生社会に対応した国際教育の強化に取り組み、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン（多様性・公平性・包摂性）の実現を推進します。

第2章

【教育・文化】

第4章

【市民活動】



Project 7

牛久に住もう働こうプロジェクト

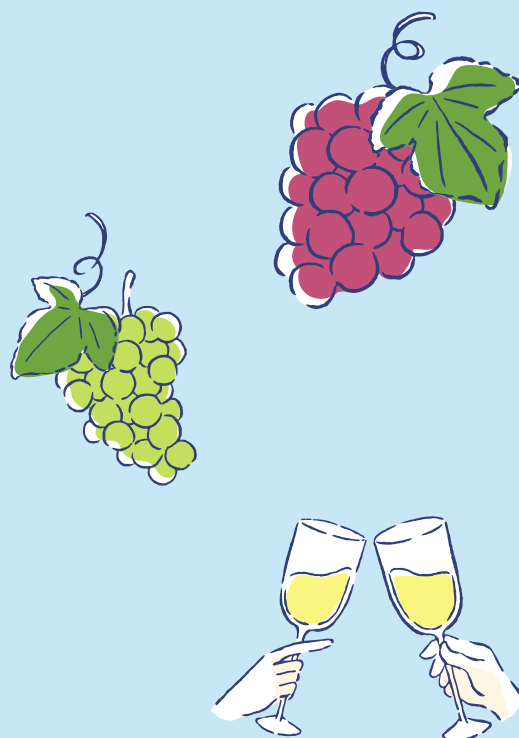
新たな住宅地整備や空家バンクの活用などによる移住定住の促進や地域防災対策の充実により、住み良い地域社会を目指します。企業や事業所の誘致による働く場所の創出や市内企業の経営支援などによる市内経済の活性化に取り組みます。

第3章

【しごと】

第5章

【生活環境】



第1章

【健康・医療・福祉】



すべての人が生き生きとした 人生を送るまち

第1節 無理なく、ほどよく助け合える地域づくり

地域福祉

- (1) 市民みんなで支え合う意識を醸成する (2) 地域ぐるみの支えあい活動を促進する
- (3) 支援の必要な市民の暮らしを守る

第2節 すべての人に健康・医療・福祉サービスが届く地域づくり

地域福祉
地域医療

- (1) 医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する (2) 制度・分野の枠を超えた福祉サービスを展開する
- (3) 医療体制の充実により市民の安心を確保する

第3節 すべての子どもと親が安心して生まれ育つ地域づくり

子ども福祉

- (1) 親子のこころと生活の安定を支援する (2) 安心して子どもを預けられる体制を整える
- (3) 地域ぐるみの子育て活動を促進する (4) すべての子どもが夢と希望を持って成長する権利を守る

第4節 すべての市民が安心して生涯を過ごせる地域づくり

高齢者福祉
介護保険

- (1) 高齢者の生きがいづくりを支援する (2) 高齢者の心身の健康維持・向上を支援する
- (3) 認知症を理解し、予防、支援する (4) 高齢者と介護者の暮らしの不安を軽減する
- (5) 高齢者と介護者に必要なサービスを適切に提供する

第5節 すべての障がい者が個性や特性を発揮できる地域づくり

障がい福祉

- (1) 障がいのある人もない人も共に生きる地域をつくる (2) 障がいのある子どもの育ちと学びを支援する
- (3) 障がいのある人の生きがいづくりを支援する (4) 障がいのある人の安定した生活を支援する
- (5) 障がいのある人と家族に必要なサービスを適切に提供する

第6節 すべての市民が健康的に過ごせる地域づくり

健康・医療

- (1) 市民の生涯を通じた健康づくりを推進する (2) すべての親子の健やかで心豊かな生活を支援する
- (3) 年代や障がい等の特性にあわせた保健サービスを提供する (4) こころの健康の維持・向上を促進する



第2章

【教育・文化】

未来を拓き、地域を担う 人が育つまち

第1節 「生きる力」を育む学校教育と最適な学びへ

学校教育

- (1)確かな資質・能力を育む教育を推進する (2)豊かな心を育む教育を推進する
(3)健やかな身体を育む教育を推進する (4)時代の変化に対応できる教育を推進する

第2節 多様なニーズに対応する教育の推進

多様な
教育ニーズ

- (1)特別な配慮の必要な児童生徒を組織的・計画的に支援する
(2)地域の人々との協働により子どもたちの学びの質を高める
(3)安心して通学と学習ができる環境をつくる (4)教職員が働きやすく、質の高い授業ができる環境を整える
(5)時代の変化にあわせて学校施設を整備する

第3節 人格形成の基礎を培う就学前教育と家庭教育の推進

就学前教育
・
家庭教育

- (1)義務教育への適応力や人格形成の基礎となる資質・能力を育成する
(2)親と子が地域とのつながりの中で安心して学べる環境をつくる

第4節 一人ひとりが豊かに学び続ける生涯学習の推進

生涯学習

- (1)だれもが学びに向かうことのできる環境を整える (2)人生をより豊かに生きるための生涯学習を推進する
(3)市民の学びと暮らしの向上に寄与する「頼りになる図書館」をつくる
(4)学校運営協議会制度を導入している学校(コミュニティ・スクール)の充実と地域とともにある学校づくりを推進する
(5)地域とのつながりで子どもたちを守り育てる (6)だれもが快適に学べる生涯学習施設・設備を整備する

第5節 ひとが輝きつながる文化芸術のまちづくり

文化芸術

- (1)文化芸術のまちづくりに取り組む市民を育てる (2)文化芸術のコミュニティづくりと活性化を促進する
(3)郷土に対する愛着をはぐくみ地域づくりにつなぐ (4)文化芸術施設を整備し交流を促進する

第6節 生涯スポーツによる健康的で活気ある地域づくり

生涯スポーツ

- (1)市民の生涯スポーツへの意識向上を促進する
(2)より多くの市民が日常的にスポーツに取り組む環境をつくる
(3)子どもたちのスポーツの充実 (4)スポーツ選手・指導者・ボランティアを育成する
(5)プロスポーツ団体や近隣市町村との連携を強化する (6)多様なニーズにあわせてスポーツ施設を整備する

第3章

【しごと】



魅力ある「しごと」とにぎわいが 生まれるまち

第1節 若者等が働きたくなる「しごと」づくり

商工業振興

- (1)市内企業の魅力を高める (2)魅力ある事業の継続を支援する
- (3)市民の暮らしやすさを高める「しごと」を支援する

第2節 すべての市民が自分らしく働き続けられる環境づくり

就業環境
整備

- (1)市内で安心して働ける環境を整える (2)市内雇用を維持・拡大し、就業を促進する
- (3)職業能力向上により市民の就業機会を増やす

第3節 新しい「しごと」が生まれるまちづくり

創業支援
・
企業誘致

- (1)新しい「しごと」にチャレンジする市民を応援する (2)まちの将来に必要な企業(産業)を誘致する
- (3)立地特性を生かした企業誘致により雇用機会を拡大する

第4節 未来へとつながる農業と担い手づくり

農業振興

- (1)農業者の経営基盤を強化する (2)チャレンジする農業者を育成・支援する
- (3)次代の農業を担う若者を確保・育成する (4)地域の農産物の消費を拡大する
- (5)農村地域の魅力で多様な交流を促進する (6)貴重な農村の環境を保全する

第5節 市民も市外の人にも楽しめるにぎわいのあるまちづくり

観光振興

- (1)日本遺産「牛久シャトー」を軸とした『ワインと食』による観光振興事業を推進する
- (2)地域の観光資源を磨き上げ活用する (3)観光客に訪れてもらう仕組みをつくる
- (4)市の魅力を知ってもらう機会を増やす



みんなの創意工夫で未来を つくるまち

第4章

【市民共創】

第1節 すべての世代の多様な人材が活躍できる環境づくり

市民参加

- (1) 市民・団体が活動しやすい環境を提供する
- (2) 市民活動に参加しやすい環境を提供する
- (3) すべての世代が暮らしやすい地域をつくる

第2節 多世代交流の場と多様な人々が支えあう体制づくり

地域
コミュニティ

- (1) 地区ごとの市民活動の活性化を支援する
- (2) 多世代交流を促進する地域コミュニティ拠点の運営を支援する
- (3) 市民による地域課題の解決を支援する

第3節 誰もが個性や能力を発揮して暮らすことのできる社会づくり

男女共同参画

- (1) 性別にかかわらず活躍できる社会をつくる
- (2) 多様なライフスタイルを可能にする環境を整備する
- (3) 男女の人権尊重を推進する

第4節 国籍や文化等の違いを認め合い個々の能力を 発揮できる社会づくり

多文化共生

- (1) 市民の異文化との交流を活性化する
- (2) 地域の外国人が暮らしやすい環境を整える
- (3) 多様性を認め合うダイバーシティ社会をつくる

第5節 産学官連携による地域の将来を担う人材づくり

産学官連携

- (1) 地域の高校生・大学生、社会人による地域課題の解決を推進する
- (2) 専門的な知見をまちづくりに活用する

第6節 市民の声が市政に生きるまちづくり

情報共有
・
情報公開、
市民参画

- (1) 市民へ市政情報を伝えながら意見を集め施策に反映する
- (2) 市政への関心を高める
- (3) 地域の統計情報を多面的に収集し活用する
- (4) 情報の適正な管理・共有化を推進する

第5章

【生活基盤】



多様な世代が安心快適に 住み続けられるまち

第1節 「多極ネットワーク型コンパクトシティ」による持続可能な都市づくり

立地適正化

- (1)牛久駅周辺地域に高次・広域的な都市機能と居住を誘導する
- (2)ひたち野うしく駅周辺地域に日常生活を支える都市機能と居住を誘導する
- (3)地域コミュニティ拠点における生活利便性を維持・活性化する
- (4)空家等を活用した世代循環形成と地域コミュニティの活性化を推進する
- (5)市民ニーズを活かし、時代にあった土地活用を推進する

第2節 まちのネットワーク化と人にやさしい交通環境づくり

交通
ネットワーク

- (1)まちの拠点と地域生活圏との交通ネットワークを整備・改善する
- (2)近隣市町村へ移動しやすい交通ネットワークを構築する (3)交通弱者等の移動手段の確保・充実を推進する
- (4)駅利用者の利便性を向上させる (5)市民の快適な自転車利用を促進する

第3節 にぎわいと活力のある魅力的なまちづくり

中心市街地
活性化

- (1)牛久駅周辺におけるにぎわいのあるまちづくり
- (2)ひたち野うしく駅周辺における未来を見据えたまちづくり

第4節 すべての人が快適に暮らせるまちづくり

生活インフラ

- (1)便利で快適な移動を支える道路交通網を整備する (2)安全で快適に利用できる道路環境を整備する
- (3)集中豪雨などによる浸水被害への対策を推進する (4)市内どこでも安心して上水道が利用できる環境を整備する
- (5)生活排水・事業用排水の適正な処理を推進する (6)集落地で安心して暮らせる環境を整備する
- (7)住宅セーフティネットを構築する

第5節 事故や犯罪のない安心して住み続けられるまちづくり

安全安心

- (1)交通安全・事故防止対策を推進する (2)犯罪のおこらない地域づくりを推進する
- (3)安全な消費生活のための環境づくりを推進する

第6節 すべての人の命を守る災害に強いまちづくり

国土強靱化

- (1)平時において防災への意識向上を促進する
- (2)災害時等に迅速に対応し、誰一人取り残すことのない体制づくりを推進する
- (3)災害に強い地域づくりに向けた基盤整備を推進する (4)広域連携等による災害への対応力強化を推進する



第6章

【環境】

豊かな自然を守り育てる 優しさのあるまち

第1節 多様な自然と人々が共に生きるまちづくり

自然環境

- (1) 自然や生き物を大切にする意識を高める
- (2) 自然や生き物と市民が共生する里山づくりを推進する
- (3) まちにうるおいをもたらす水辺環境を保全する

第2節 市民がやすらげる、自慢できる景観・公園づくり

景観・公園

- (1) 歴史や文化、自然と調和した景観づくりを推進する
- (2) 市民生活にやすらぎをもたらす公園・緑地を整備する

第3節 資源が循環する「ゼロカーボン」のまちづくり

循環型社会

- (1) 市民や事業者の環境に配慮した活動を促進する
- (2) 省エネルギー対策やエネルギー等の地産地消を推進する
- (3) ごみを減らし、再資源化する取組を推進する
- (4) 適切なごみ処理体制の確立を推進する

第4節 人と地球にやさしいまちづくり

環境衛生

- (1) 空気のきれいなまちづくりを推進する
- (2) 騒音や悪臭、土壌汚染等に悩まないまちづくりを推進する
- (3) 動物と市民がともに暮らせるまちづくりを推進する
- (4) 周辺環境に配慮した墓地や埋火葬の適正な管理を推進する



第7章

【行政運営】

行政が市民に信頼されているまち

第1節 市民が利用しやすい、やさしい窓口づくり

窓口サービス

- (1)自治体DXの推進により市民サービスの利便性向上を図る
- (2)市民が安心して利用できる窓口づくりを推進する

第2節 地域に密着した職員、コンプライアンス重視の組織づくり

行政組織

- (1)多様化する課題やニーズに柔軟に対応できる組織をつくる
- (2)行政サービスの質を高める職員を採用する
- (3)市民に信頼され課題に挑戦する職員を育成する

第3節 近隣市町村や民間との連携による時代にあったサービスづくり

広域行政
・
民間委託

- (1)市民ニーズと時代の変化に対応した広域行政を推進する
- (2)民間のノウハウ活用による経済性とサービスの向上を推進する

第4節 公共施設の整備による安定した行政サービスの提供

公共施設

- (1)予防保全による公共施設の長寿命化を推進する (2)市民ニーズや時代にあった施設整備を推進する
- (3)公共施設、公用車等を適切に維持管理、運用する

第5節 課税や契約行為における公平性や透明性の確保

課税・契約

- (1)税の公平性を維持し自主財源を確保する
- (2)適正な監査や検査、審査により公平性、透明性、経済合理性を確保する

第6節 財政運営の透明性、納得性の確保

財政運営

- (1)正確な公金管理を推進する
- (2)合理的で効果的な予算を編成、執行を管理し、分かりやすく公表する